

雅楽の楽と近衛の楽

——音楽史と政治史の交わり——

告井 幸男

日本古代における代表的な奏楽官司である、雅楽寮と近衛府の楽について、それぞれの持っている意味、二つの差違について考究した。具体的には双方がどのような儀式で演奏されるかという点に注目して、その意味するところを考えた結果、雅楽寮の楽は天皇大権と密接に関わっていること、近衛府の楽は天皇と人臣のパーソナルな人的関係との関わりにおいて、奏されると結論づけられる。さらに、この結論をもとに、光孝天皇の即位前の親王時代の行動を考察した結果、彼は一般に言われているように、必ずしも受動的に皇位に推されたわけではなく、即位前から皇位継承を意識した行動をとっていたことを、明らかにした。

キーワード：雅楽寮、近衛府、元服、旬、光孝天皇

はじめに

日本古代において、奏楽を行った官司として雅楽寮と近衛府がある。しかしながらこの両者の相違点、あるいは各々の特徴についての論考を寡聞にして知らない⁽¹⁾。そこで本稿は古代音楽を考える上での基本とも言うべきこの点について、基礎的考察を試みるものである。

1 雅楽寮の楽

日本古代の律令制下において奏楽を担当した代表的官司は、言うまでもなく雅楽寮である。楽は朝廷儀式や法会などで演奏されることが多いが、そのうちの雅楽寮の奏楽というのは如何なる意味を持っていたのかについて考えたい。雅楽寮が奏楽する儀式はいくつもあるが、その特徴が明瞭に見える儀式がある。それは元服である。

天皇以下の元服の儀式に関しては『新儀式』、『西宮記』11等に詳しい。天皇元服における奏楽については後者に「雅楽参入、奏楽舞出」「国栖奏風俗」などとある⁽²⁾。皇太子の元服においては『新儀式』5に、治部省に率いられた雅楽寮楽人が大唐、高麗舞を各互4曲奏し、また「親王公卿各々管絃を奏」し「侍臣のその事に堪ふる者」が唱歌するとある（『西宮記』皇太子元服には、屯食を給うべき諸司の中に雅楽寮・大歌所・内教坊・楽所が見える）。ちなみに『教訓抄』3《喜春楽》に「東宮御元服必ズ有此曲」、同書5《敷手》に「主上御元服ニ用之、裏頭楽ニ合タリ」、同《皇仁》に「春宮御元服ニ奏此曲〈喜春楽ニ対シタリ〉」、『体源抄』1に「用元服曲、裏頭楽」と見える。

『新儀式』には親王元服も見え、「侍臣の管絃に堪ふる及び樂所の人等、同じく歌遊」、内親王初筓にも「酒饌、歌遊、給祿、一に男親王加冠の例に同じ」、さらに源氏皇子元服には侍方で「歌遊の事あり」とあるが、いずれも雅樂寮の奏樂はない。

以上より明らかなことは、雅樂寮の奏樂は天皇・皇太子のみに許されるものであり、親王、内親王や源氏皇子などには許されない、後者には侍臣や樂所による歌遊があるのみということである。このことは儀式書の記述のみならず、数ある元服の実例からも確認出来る。試みに延喜14年(914)の欽子内親王裳着以降、寛弘2年(1005)脩子内親王着袴まで、皇族・源氏・貴族等の元服・裳着・袴着・初筓等の例を見ても、雅樂寮の奏樂を確認出来るのは、延喜16(916)10月22日皇太子保明親王元服「雅樂寮、大唐、高麗樂を奏す」(『西宮記』皇太子元服)・承平7(937)1月5日朱雀天皇元服「雅樂參入奏樂舞出」(『西宮記』天皇元服儀)・応和3(963)2月28日皇太子(後の冷泉天皇)元服「治部雅樂、伶人を率い、大唐、高麗樂を奏す」(『東宮冠礼部類記』)・天祿3(972)1月5日円融天皇元服「雅樂參入、奏樂舞出」(『西宮記』天皇元服)などである。すなわち天皇、皇太子の両者と親王以下とでは断絶があるのであり、律令制奏樂官司である雅樂寮が元服の宴に際して樂を奏するのは、国家大権を保持し又は代行しうる存在に対してのみであって、それ以外の者は皇親と雖も雅樂寮の奏樂はなく、ある意味「私的」な遊びがあるだけであった⁽³⁾。

儀式の持つ意味を分析するに際しては構成(プログラム)、場、主催者、出席者、饗宴の舗設機関、弁備組織、装束などについての考察が有意義であることは言うまでもないが、それに加えて樂の様態も重要である。上に述べてきたことからそれは認められようが、例えば『西宮記』11親王元服には、后腹親王の場合は近衛の舞樂⁽⁴⁾、自余は管絃とあって、后所生とそれ以外とで差が設けられている。実例は、延喜16(916)11月27日克明親王元服・慶子内親王筓「左右近衛府奏樂。その後歌遊」(『親王御元服部類記』)、天慶3(940)2月15日成明親王(後の村上天皇)元服「近衛奏樂、宴飲管絃。御遊有り」「延喜天慶親王元服。近衛奏樂<后腹儀也。宴飲管絃>」(『西宮記』親王元服)、応和3(963)8月20日広平親王元服「左右近衛府、乱声、奏樂、奏舞。御遊。侍臣、絃歌を奏す」(『親王御元服部類記』)、康保2(965)8月27日為平親王元服「近衛、舞を奏し樂を奏す。侍臣、絃歌を奏す。樂所の人を召し、歌を奏さしむ。御遊」、輔子内親王初筓「左右近衛府奏樂。觴三巡之間、左右近衛瀧口辺、発乱声。次奏舞、奏樂」(『御遊抄』)、「村上御時、四親王元服。近衛奏樂、又御遊」(『西宮記』親王元服)などがある。斯様に樂は儀式において、決して裝飾的なものに過ぎなかったわけではなく、いわば政治的意味を持ったものであった。

政治性という点では、藤原時平の元服は注目に値する。仁和2年(886)1月2日条に⁽⁵⁾、

太政大臣の第一男時平、仁寿殿に於いて始めて元服を加ふ。時に年十六。帝、手づから冠を取り、其の首に加ふ。主殿助從五位下藤原朝臣末並をして鬢を理めしむ。即日、時平に正五位下を授く。其の告身、天皇神筆にて黄紙に書き、以て賜ふ。參議右大弁從四位上兼行勘解由長官文章博士橘朝臣広相に勅して、告身文を作さしむ。其の須ふる所の冠巾、皆これ服御の物なり。公卿大夫、太政大臣の職院直廬に会し、稱賀し宴飲す。雅樂寮、音楽を挙ぐ。五位已上に祿を賜ふこと、各々差有り。

また廿日条に、

太政大臣献物す。飯六十櫃・酒六十缶・魚六十缶・菜六十缶・納衣物韓櫃廿合、仁寿殿の東庭に置き陳ず。供御器物は金銀華美なり。糸竹備奏す。清和太上天皇の第八皇子貞数親王及び四位已上の子童の卅者十人許り、在前に教習せり、是の日出で舞ふ。群臣飲治し、通宵樂飲す。

正五位下藤原朝臣時平の加冠拜爵を賀すなり。宴畢りし後、時平に御衣一襲を賜ふ。とある。前者に見える「帝手づから冠を取り、其の首に加ふ」「其の告身、天皇神筆にて黄紙に書き、以て賜ふ」「其の須ふる所の冠巾は、皆是、服御の物なり」、後者の「時平に御衣一襲を賜ふ」など多くの特例が目につくが、音楽に関しても後者には「糸竹備奏す。清和太上天皇の第八皇子貞数親王及び四位已上の子童男者十許人、在前に教習し、是の日出で舞ふ」、そして何よりも二日条に「公卿大夫、太政大臣の職院直廬に会して、賀を称して宴飲す。雅楽寮、音楽を挙ぐ」というのは、非常に特異なこととしなければならない。先に述べたように、雅楽寮の奏楽は天皇及び皇太子の元服のみに認められた、それ以外は皇親ですら認められないものなのである。それが如何に太政大臣の一男とはいえ、臣下の元服に行われているのは、光孝と基経の関係乃至光孝の基経に対する姿勢、待遇を考える上で非常に大きな意味がある。天皇加冠、宸筆告身、御物御衣賜与なども確かに特別なことではある。しかしこれらは恩寵の甚だしきもの、すなわち程度の強さの問題である。しかし雅楽寮の奏楽はそれらとは聊か質を異にする。律令制上の天皇大権に関わることなのである。

雅楽寮の奏楽は、列見・定考、小朝拝、元日・踏歌・白馬・端午節会、新嘗会、行幸・還宮、石清水放生会・奉幣、御斎会結願、大饗、積奠、蕃客賜宴、その他諸神事仏事などで行われるが、この中で列見・定考は興味深い。他のものが儀式それ自体に祭・宴の要素を含むのに対し、これはそのものは行政行為だからである。

列見・定考での雅楽寮奏楽は院政期以降にも確認でき、例えば、『中右記』嘉保2年(1095)2月11日列見の記事に、

次に近辺諸司を召す、次に雅楽寮を召す。左右各二曲〈左　、右　〉。

同年8月11日定考の記事にも、

近辺諸司を召す、雅楽寮を召す〈左右各二曲〉。

とある。ほとんど同文であり(諸儀式書の記述とも類同)形式化していたことが窺えるが、しかし実際に雅楽寮の奏楽があったことは、康和4年(1102)2月11日列見の際の詳しい記述からも確実である。

列見は、律令考選制度に関わる政務の一つで大臣が叙位候補者を点検する儀。選文を審査した結果、六位以下に叙すべき官人については、2月11日に式部・兵部省の輔がこれを率いて太政官庁にいたり、大臣の検閲をうける、というものである。定考は律令制下、太政官に所属する官人の考課を定める儀式。毎年8月11日に太政官庁において、長上官の考文を大臣に上申し、その承認を受ける、というものである⁽⁶⁾。いずれも天皇大権の中でも重要な、官人に対する人事大権に関わるものであり、そのため雅楽寮の奏楽があったと考えられる。

先に列挙した諸儀も、天皇主催の神事・仏事、節会、そして行幸・蕃客賜宴も言うまでもなく天皇の統治・外交大権を象徴するものであり、大饗も天皇の許可を得て行われるものである。雅楽寮の奏楽を伴う行事は、律令制下において天皇大権の関わるものであったと言えよう。

2 近衛府の楽

雅楽寮と並ぶ奏楽官司が近衛府である。その奏楽の記事は平安初期から見えるが、様々な儀式で

行われている。中でも多いのは相撲、競走馬などの際の負態を含む奏楽であるが、もう一つ必ず近衛の楽のある重要な儀式がある。旬である。勝負楽などと違い、行政行為でもあるこの儀式における奏楽の意味を考察すれば、勝負楽に限られない近衛奏楽の本質が明らかとなり、そこから得られる結論は、近衛奏楽一般に通底する、自ずから他の儀式にも適当なものとなるであろう。

旬というのは毎月1、11、16、21日に『類聚符宣抄』『江家次第』、天皇が紫宸殿に出御して政務を聴き(旬政)、官人に饗宴をふるまう(旬宴)儀式である。遼源は中国の定期入朝制を嵯峨朝に取り入れたことにあるが、旬儀として整備されたのは仁明朝で、文徳朝以降衰微し⁽⁷⁾、孟夏旬(4/1)、孟冬旬(10/1)の二孟旬のほか、万機旬(即位後)、新所旬(遷宮後)などの臨時旬が行われるのみとなった。諒闇によって停止され、日蝕の場合は翌日に延期される。

近衛の乱声・楽舞(左右各2、3曲)、また臨時の奏楽・御遊が行われ、召人や管絃に堪える王卿による奏楽がなされることもあった(『西宮記』6ほか)。六国史においても左右近衛府が互いに音楽を奏したことが確認できるほか、親王公卿が「各々糸竹を奏し、坐して歌ひ、起ちて舞ふ」(貞観2年(860)4月1日)、藤原諸葛・諸藤兄弟が「琴を弾き歌を為す」(元慶8(884)10月1日)、「和琴を奏し、和歌を作す(中略)散位従五位下良岑朝臣遠年、笛を吹くを以て喚され(後略)」(仁和1年(885)10月1日)、「藤原朝臣諸葛和琴を弾く。王公並びに歌を作す。天皇自ら歌ふ」(仁和2年(886)10月2日)、といった記述も見える。

『西宮記』以下の儀式書などには、三献ののち天皇の手から盃が離れる瞬間、上卿の目許により左右陣が音を発し、先に発したほうを勝として遙に奏舞するとある。なお、天皇が出御しない場合は平座という略式の宴が行われた。公卿が宜陽殿の平敷座に就いたためこのようによばれる。太政官・諸司の奏は全て停止され、饗宴と見参奏だけが行われた。平座においても勅によって左右近衛府に互いに音楽を奏させることがあり、六国史においても宜陽殿西廂・仗頭で行われた事例が頻見する。

さて注目すべきは、『江家次第』6に「楽人舞人皆近衛官人、不用雅楽」、『西宮記』6裏書に延喜18年(918)の孟冬旬について「先例近衛府奏楽、而今日雅楽奏之」とあることである。つまり、この儀式は雅楽寮ではなく殊更に近衛府による奏楽でなければならないのである⁽⁸⁾。

旬は奉献すなわち侍従厨の献物と、それに対して宴を行ない天皇が官人を饗し禄を与えることによる、天皇と侍臣達との人的関係の再確認が目的であり、そこにこの儀式の意味がある。また旬政においては御鑑奏・官奏・番奏・庭立奏・見参奏が行われるが、このうち番奏とは、元慶3年(879)10月1日条に「天皇、紫宸殿に御す。六府の将佐ら版に就きて、当番に上る所の近衛・兵衛等の名簿を奏す」、元慶8年(884)4月21日「天皇、紫宸殿に御す。大臣已下侍ふ。六府、番奏簡を奏す」、仁和1年(885)4月1日「天皇、紫宸殿に御し、事を視る。六府の将佐等、当月番上の近衛・門部等の扶名簡を奏す」、仁和1年(885)12月1日「天皇、紫宸殿に御し、事を視る。六府の番奏、常儀の如し」、仁和2年(886)10月2日「天皇、紫宸殿に御し、宴を侍臣に賜ふ。太政大臣及び参議已上並びに殿座に侍す。六府、番上簿を庭に於いて奏す」、仁和2年(886)11月1日「天皇、紫宸殿に御す。中務省、陰陽寮官人・暦博士等を率ゐて、庭において御暦を奏進す。六府、番上簿を奏す」などとあるように、当月番上の衛府の舎人の名簿(交名簡)を天皇に進奏するものである。これもまた、天皇とその直轄軍である衛府との主従関係の再確認である。

官奏・庭立奏も文書は使うものの、口頭によってやり取りがなされ、特に庭立奏(少納言尋常奏)は「律令制以前にまで遡るもの」と考えられる⁽⁹⁾、古い政務形態を残す儀である。

すなわち旬は律令官司制とは異なる原理、いわば（組織や機構とは違う）人的関係によって行なわれるもので、それ故に雅楽寮ではなく天皇直属の親衛軍である近衛府によって奏楽が行なわれるのである。

3 時康と近衛

1で光孝が基経・時平父子に対して、特別な待遇を与えていることを述べた。では光孝自身はどうであったか。

『吏部王記』逸文承平4年（934）12月28日条（『政事要略』25年中行事10月所引）に、次のような記事がある。

左衛門督公頼朝臣来る。語りの次でに陳べて云はく「昔仁和帝、親王たるの時、旬ごとに参入す。或ひは天子出御せざる時、親王請ひて近衛の楽を試す。即ち軒廊に於いて舞を奏す。若し楽に訛あらば、其の次将に罰杯を賜ふ。二府音声舞に激励するなり」。

橘公頼が記主重明親王のところにやってきて、光孝天皇が親王だった頃の逸話を紹介しているのだが、それによれば光孝（時康親王）は必ず旬には出席し、天皇出御のない時は自ら天皇に請い、近衛府の試楽を行っていたというのである。橘公頼は貞観19年（877）生であるから、この話は彼の実体験ではない。恐らく父広相から聞いたものであろう。広相は承和4年（837）生。貞観2年（860）文章生、貞観6年（864）藏人、対策及第した後、右衛門大尉、文章博士、東宮学士、民部少輔、右少弁、美乃権守、式部大輔、藏人頭、勘解由長官、右大弁などを経て、元慶8年（884）参議であるから、清和・陽成朝の旬については見知っていよう。また公頼自身は宇多院司であったから（『貞信公記』延長3年（925）3月1日、4月4日、4年4月13日など）、光孝には関心を持っていたであろう。

光孝天皇は即位前紀に、「性は風流に多く、尤も人事に長く。仁寿太皇太后、甚だ親しく之を重んず。遊覧譚会の事あるごとに、太后必ず請ひて之を主らさしむ」とする。さらに貞観6年（864）2月1日の高橋朝臣文室麻呂の卒伝に、「文室麻呂、年九歳にして嵯峨太上天皇に事ふ。天皇自ら鼓琴を教ふ。其の伎日に長し。他の教習の者、相及ぶ有る無し。仍て文室麻呂に号を賜ひて、琴師と曰ふ。（中略）（仁明天皇の）勅有りて鼓琴を諱く光孝天皇親王・本康親王に教へ奉る」とある。ちなみに文室麻呂は文徳・清和天皇の琴の師でもある。斯く光孝は音楽の素養のあった人物であったことが窺われ、実際そういった活躍も見える。貞観3年（861）3月14日の東大寺無遮大会に於いて、「二品治部卿賀陽親王・三品中務卿諱く光孝天皇親王・四品彈正尹本康親王（7人略）に勅して相率いて寺に向ひ、会の事を監修せしむ」とある。言うまでもないがこの法会は、「大唐・高麗・林邑等之楽。鼓鐘肆陣、糸竹方羅。先令内舍人端倪者廿人供倭舞。次近衛壮齒者廿人東舞。後梵唄接響、衆樂通奏。大仏殿第一層上結構棚閣、更施舞台。天人天女、彩衣霓裳。音伎聒空」とあるように、音楽がその中心と言っても過言ではなく、光孝と、その弟とともに文室麻呂の弟子であった本康が法会の行事となっているのも、故無きことではない。『東大寺要録』恵運僧都記録文にも「二品賀陽親王・参品時康親王・四品本康親王（7人略）等、就幄下行事」とあり、「舞台」「高麗楽」「林邑楽」「新楽」「胡楽」「天人楽衆」「和舞」「東舞」「楽人」「鳥」「天女并十二薬习」「春鶯囀」「喜春楽」「陵王」などの語が見え、音楽の様子が活写されている。

もう一つの活躍の場は相撲である。元慶6年(882)6月26日に「是の日、一品行式部卿兼常陸太守諱〈光孝天皇〉親王を以て、左相撲司別当と為し、三品行兵部卿本康親王を以て、右相撲司別当と為す」とある。この年8月1日付の菅原道真記「左相撲司標所記」(『菅家文草』)にも「別当親王」として見える。そして4年後の仁和2年(886)6月26日に、「勅すらく、三品行中務卿貞保親王を以て、右相撲司別当と為す。去ぬる元慶八年、二品行式部卿本康親王を以て、左相撲司別当と為す、今改めず」とあるのは、自らが即位してしまった為に、貞保に跡を継がせたものであろう。恐らくこれまでは毎年時康(光孝)・本康兄弟が、左右の相撲司別当を勤めてきたと考えて間違いないだろう。本康が音楽の故実に通じた深かったことは、『吏部王記』承平5年(935)7月29日条などからも窺われる。また『菅家後集』に「感吏部王弹琴应制」がある。

相撲司というのは、一見その名前から相撲の競技に関わる役かと考えられやすいが、その実、音楽を奏する事が第一の任務・仕事である。例えば承和3年(836)6月20日に「相撲司鼓を喚して、音楽を奏さしむ」、承和3年(836)7月9日「紫宸殿に御して、相撲司の音楽奏舞を覧る」などである。承和14年(847)6月21日には「是より先、左相撲司、葛野郡々家前の槻樹を伐りて大鼓を作る。崇有り。是に由りて、幣及び鼓を松尾大神に奉り、以て祈謝す〈鼓に用ふ牛皮十二張。一面六張〉」とあって、相撲司自らが鼓を作成していたことも分かる。以下、天安2年(858)7月21日「左右相撲司率楽人、於新成殿前、盛奏乱声。即使左右相撲」、貞観7年(865)7月23日「天皇於南殿御簾中観相撲。左右司通奏音楽。百戯偕作」、元慶6年(882)7月30日「天皇御紫宸殿、覧相撲。左右司通奏音楽」、元慶6年(882)閏7月3日「天皇御紫宸殿、覧左右相撲人。即令相撲。左右司奏音楽、如前日儀」、元慶7年(883)7月28日「天皇御紫宸殿、於簾中観相撲。親王公卿侍殿南廂。左右司通奏音楽」など、奏楽の記事は枚挙に遑が無い。

仁和2年(886)6月25日には「相撲司を任ず(中略)即時に左右司、各々左右衛門府に就き、始めて事を行ふ。承前の例、始めて事を行ふの時、各々音楽を発す。而るに皇妣贈皇太后忌(沢子)、今月晦日に当たれり。仍て停止に随ふ」とあり、この年偶々停止されたため記事に載ったわけだが、これ以外の年も毎年斯様な発楽がなされていたのであり、任ぜられて先ずこれを行うということは、相撲司の任務が音楽にあったことを何よりも示している。ちなみに7月3日に「相撲司を任じてより、贈皇太后忌日及び内親王薨に縁りて、未だ音楽の声を発せず。是の日、始めて発す」とあり、例年より遅れながらも、この年も発楽のあったことが分かる。そして7月26日に「天皇紫宸殿に御して、相撲を観る。左右司、通ひに音楽を奏す。日暮れて雑楽競作す」とあり、無事役目を果たした。翌仁和3年(887)7月26日にも「天皇紫宸殿に御し、相撲を覧る。左右司通ひに音楽を奏す。光景既暮、雑楽備挙」と見える。

さて、話を元に戻すと、時康は旬に天皇出御の無いときに、天皇に請い近衛の試楽を行ったというのであるが、時康の父の仁明までは旬には殆ど必ず天皇は出御している。それが出御が稀になり、宜陽殿や陣での平座が多くなるのが次の文徳(光孝兄)からで、その子清和、孫(清和子)陽成の両代も、出御は数えるほどである。陽成・文徳の紫宸殿出御は、仁寿1年(851)6月1日・元慶3年(879)10月1日の各1回しか確認出来ない。従って『吏部王記』の逸話は、文徳～陽成朝のことであると考えられる。『三代実録』に散見する、紫宸殿出御が無く宜陽殿や陣で平座の際に、勅によって左右近衛府に楽を奏させたという記事が⁽¹⁰⁾、この逸話に当たるのかも知れない。ちなみに軒廊は宜陽殿や陣と隣接している。

2で述べたように近衛府というのは天皇直属の親衛軍であって、本来天皇の命令以外には従わな

い。それがいかに天皇の許しを得ているとはいえ、楽を試し、しかも間違いがあれば次将に罰酒を行うというのは、越権といっても過言ではない行為である。なぜ時康は斯様なことが出来たのであろうか。

時康は常陸太守、中務卿、上野太守、大宰帥、式部卿など典型的な親王任官、それもトップクラスの親王の任ぜられる官職に任ぜられており、元慶6年(882)1月7日には一品に至る。律令制定より以来、彼以前の数ある親王の中で生前に一品に叙されたのは、穂積・氷高(元正天皇)・舎人・新田部・多紀・葛原・儀子の7人にすぎない⁽¹¹⁾。このうち、穂積と舎人は知太政官事、新田部は知五衛及授刀舎人事で、葛原を含めていずれも朝廷に重きをなした人物である⁽¹²⁾。時康も文徳・清和・陽成朝において、無視出来ない人物であったことが推測される。

貞観11年(869)9月10日に時康は清和に抗表している。その請うところは、自分の男子に姓を賜わらんということであった。その理由として国用・公費を損ずることを避けんとする点を述べているが、これはもちろん文飾であって、その実自分及び自分の子孫が皇位に即く可能性を無くそうとすることにあったのは、想像に難くない。しかし抗表の中で時康は、故一品葛原親王(いわゆる桓武平氏)等の例に倣って云々と書きながら、「宗室朝臣を以て其の姓と為さんと欲す」と記している。宗室とはつまり皇室のことであって、これでは臣籍降下の名に相応しくないのではないか。それが理由かどうかは分からぬが、この抗表は許されなかった。そこで時康は再び抗表し、翌貞観12年(870)2月14日に至って、皇子14人が源朝臣を賜姓されている。

時康はこの後貞観15年(873)8月1日には、摂津国河辺郡為奈野を遊狩の地して賜っている。また陽成朝になって元慶1年(877)5月14日には抗表して解職を請うている(不省)。前者は天皇からの優賞であり、後者は時康からのパフォーマンスとってよかろう。元慶6年(882)4月9日には娘の穆子女王が、賀茂齋王に卜定されている。

以上見てきたように、時康は特に清和・陽成朝において、天皇からは無視出来ない人物であった。血縁的に清和の叔父に当たる皇族の長老ということも勿論あるが、皇位の可能性を否定出来ないというのが一番であろう。

結局陽成が退位し(させられ)た後、時康が即位することになる。それは勿論基経と母親同士が姉妹で、つまり従兄弟であったということもあろうが、基経は外孫である陽成の弟を即けなかったように、血縁関係のみを考慮したわけではない。やはり以前からの廟堂での位置や活躍を考慮した場合、基経から見ても時康が最も相応しかったのであり、なるべくしてなったというべきであろう。決して思いがけない福が転がり込んできたというわけではないのである。

一般に光孝は基経に擁立され彼のおかげで即位出来たため、政治的意欲がなかったように思われがちであるが、短い在位ながらも意欲的に活動している。すでに指摘するように、その中心は父仁明の頃の政治に戻すという意志であった。前述の如く仁明の後、文徳・清和・陽成と目に見えて不出御が多くなったわけだが、光孝は再び出御を原則とし、また孟夏・孟冬のみならず、それ以外の旬も積極的に行っている⁽¹³⁾。音楽史的には仁明朝の「承和楽」とともに元号楽である「仁和楽」の存在が挙げられよう⁽¹⁴⁾。両者は番舞である。

仁和2年(886)12月14日には、芹川野に行幸しているが、これも父仁明の儀を復活させたものである⁽¹⁵⁾。その記事に、

勅して、皇子源朝臣諱《朱雀太上天皇》(宇多天皇)に帶劔を賜ふ。是の日、勅して参議已上に、摺布衫行騰を着せしむ。別に勅して、皇子源朝臣諱・散位正五位下藤原朝臣時平二人に、

摺衫行騰を着せしむ。

とある。源氏奥入にも、このときの記文を載せる。

其の狩獵の儀、一らに承和の故事に依り、或ひは旧記を考へ、或ひは故老の口語に付して事を行ふ（中略）勅して太政大臣を召して云はく、皇子源朝臣定一に宜しく佩劔を賜ふべし（中略）皇子源朝臣・正五位下藤原時平に特に摺衣を着さしむ。

また『三代実録』には見えないが、

右衛門督諸葛朝臣、歌を奏す。天子これに和す。群臣、次でを以て歌謳す。大納言藤原朝臣起ちて舞ふ。

ともある。『三代実録』にあるように、皇子の源定省（後の宇多天皇）と藤原時平に、特別に行藤を着けさせている⁽¹⁶⁾。これまた1で述べたのと同様、皇子と同じ待遇を受けさせるという、一見時平に対する特別扱いとも採れる。しかしそれは我々が、定省が後に即位して宇多天皇となるのを知っているからであって、このころの宇多は一皇子、正確には一源氏にすぎない。周知の如く光孝は基経を慮って、自分は即位したけれども、自分の皇子達には皇位は継がせないということで、即位後間もなくの元慶8年（884）4月13日に、全皇子を源姓として臣籍降下させ、6月2日に左京一条に貫籍したが、定省もその中の一人である。

それが、光孝が崩御する前日の仁和3年（887）8月25日に、第7子でありながら再び臣姓から親王に戻されて、そして翌26日崩御直前に皇太子に立てられ、践祚するわけである。光孝の最期の基経への抵抗といえるだろうが、ここで振り返って先ほどの芹川行幸の記事を考えてみるに、すでにこのとき光孝は定省に自分の跡を継がせるつもりであったのだろう。

陽成の後、基経によって系譜を2代遡って皇位に即けられた光孝であるが、即位前も即位後も決して無為に過ごしていたわけではない。否むしろ、自己及び子孫への皇位を視野に入れて行動していたとすら言えるのである。親王時に旬において、天皇直属親衛軍たる近衛の楽を試みていたというのは、単に彼が音楽に通じていたというのみではなく、非常に政治的な行動であったと言えるのである。光孝の後、その子宇多、その子醍醐、その子朱雀と皇位は継承されて行くが、清和・陽成にとって光孝が注意すべき存在であったのと同様、光孝の子孫たちにとって清和・陽成系の皇族は、皇位継承の可能性を潜在的に持つ警戒すべき存在であった。実際陽成はなかなか光孝系の皇統を認めず、楽器を含む御物を手放し譲ったのは、自分が退位してから4代後に当たる朱雀の時であった⁽¹⁷⁾。

おわりに

僅かな例ではあるが、音楽史と政治史との交点の一端を示した。端的に言えば、雅楽寮の楽は天皇の統治権の支配権に関わるもの、近衛府の楽は天皇の主従制的支配権に関わるもの、と言えるかも知れない⁽¹⁸⁾。

まだまだ歴史学において、音楽史研究の豊かな成果を取り入れた研究は少ない。近年管見に入つたものとして、〔井原 2004 : 207〕において「美和楽」「採乗先」なる曲名を記されるが、これは言うまでもなく承和楽・採乗老の誤りである。また乱声を「参加者の大声」とされるに至っては、言うべき言葉が見つからない。〔斉藤 2002〕は、伯近真周辺の父子・兄弟関係についての認識が

混乱しており、議論が成立していない。〔山内 2003 : 233〕は『文机談』を典拠名として記すに際して、あたかも文書であるかの如く『柳原家記録』106・文机談」とするが、複数の活字本が出版されている書物であることは言うまでもない。何れも楽名・楽家・楽書の中では最著名なものの一つと言ってよいと思うが、斯様な基本的部分でも理解不足があるのが現実である⁽¹⁹⁾。伝記などにおいても殆ど省みられない⁽²⁰⁾。僅かに近年注目を浴びている仏教史の分野において、音楽を含めた儀礼・法要に関する論考が増えている。筆者は幸い縁あって当研究センターの活動を通じて、日本音楽史の豊饒な研究史に触れることが出来た⁽²¹⁾。まだまだその一端を理解しているに過ぎないが、今後もその成果を歴史学研究に生かすべく努めていきたい。

注

- 1 〔荻 1977〕やそれ以前の先行研究において触れられるが、史実の提示の域を出ない。
- 2 『新儀式』にも「吉野国栖奏歌笛、献御贊。大歌已下諸儀与元日皆同矣」とある。『中右記』大治4（1129）年1月5日条によれば、清和元服の際に大江音人が唐礼に準拠して式をつくり、以後それが用いられたとある。ちなみに『大唐開元礼』91嘉礼「皇帝加元服 上」には「太楽令」「鼓吹令」「協律郎」「太和之楽」「舒和之楽」等の語が見え、昇降・出入など儀中の所作ごとに楽の作止が記されている。『新儀式』に見える勅学院児童同時元服ほかの諸儀は、『三代実録』に見える清和元服の際にもすでに確認できるが、むしろ清和の時の儀が後の例となっており、『新儀式』以下の諸儀式書に載せられているのであろう。清和は聖武以来久しぶりの天皇元服で、次の陽成及び少し後の朱雀とともに、後世天皇元服の儀の規模とすべきものと認識されている。
- 3 例外は後述の時平のみである。
- 4 原文「近衛奏楽」。言うまでもなく史料に見える「楽」「音楽」とは現代語の如きミュージックの意ではない。「管絃」に対する舞楽である。
- 5 以下、本稿では六国史からの引用は出典を挙げない。
- 6 以上、〔永原 1999〕。
- 7 旬については、〔吉田 1996〕が、通説を改めた最新の研究成果である。本稿の旬についての理解もこれに拠る。
- 8 これらの記事から分かるように、少なくとも平安時代の史料中に出てくる「雅楽」とは雅楽寮のことである。現代語のいわゆる雅楽（音楽の種類）ではない。
- 9 〔吉川 1998 : 233〕。
- 10 貞観3年（861）4月1日、貞観12年（870）10月1日、貞観13年（871）4月1日、貞観16年（874）4月1日、元慶4年（880）4月1日、元慶6年（882）4月1日、元慶6年（882）10月1日など。
- 11 薨後に追贈されたのは、高志・万多・伊予・阿保・仲野の5人。
- 12 葛原は薨伝（仁壽4年（853）6月4日）に「勅賜輦車入宮、礼儀異諸親王」と記す。
- 13 元慶8年（884）4月21日、5月11日、7月2日・11日、8月1日、9月1日、11月1日など。
- 14 査読氏のご教示による。
- 15 天皇遊猟は桓武～仁明の歴代は頻繁に行われたが、文徳・清和・陽成の3代の間途絶えた。〔弓野 1978〕に詳しい。
- 16 仮寧令定省仮条の「定省」の語はこの後、宇多の諱を避けて「晨昏」に改められる。
- 17 〔岡村 2001〕。また〔角田 1977〕は、清和皇子で陽成弟である、本文でも光孝の後の相模司別当として触れた、日本音楽史上逸することの出来ない人物である貞保親王を、宇多の次に皇位に即けようとする動きがあったとする。
- 18 主従制的支配権はパーソナルな人的関係によって取り結ばれる支配関係、統治権の支配権はパーソナルな個別の関係に依存することなく一般的に作用しうる権力関係。〔佐藤 1983〕が室町幕府の將軍権力を分析するに当たって用いた概念。その後の研究において広く「権力の二元論」として、室町幕府に限らず言及されるようになった。
- 19 近時では〔五味 2003〕が、数少ない読むに堪うるものの一つか。

- 20 「元木 2000」は『類聚箏譜』にも全く触れない。近年「倉本 2003」がいくらか音楽的業績にも触れている。
- 21 本稿も当センターにおける共同研究「琴・箏の系譜―楽器、文献と奏法―」に参加させていただき、『日本三大実録音楽年表』の作成に関わらせていただいたおかげである。様々の御教示を賜った研究代表者ステューブン・G・ネルソン氏及び共同研究員の諸氏に謝意を表する。

参考文献

- 井原 今朝男 2004 『中世寺院と民衆』 京都：臨川書店。
- 岡村 幸子 2001 「平安時代における皇統意識―天皇御物の伝領と関連して―」 『史林』84-4：537-570。
- 萩 美津夫 1977 『日本古代音楽史論』 東京：吉川弘文堂。
- 倉本 一宏 2003 『一条天皇』 東京：吉川弘文館。
- 五味 文彦 2003 『書物の中世史』 東京：みすず書房。
- 斉藤 利彦 2002 「平等院一切経会と舞楽」 『佛教史学研究』45-2：1-35。
- 佐藤 進一 1983 『日本の中世国家』 東京：岩波書店。
- 角田 文衛 1977 『王朝の明暗』 東京：東京堂出版。
- 永原 慶二 1999 『岩波 日本史辞典』 東京：岩波書店。
- 元木 泰雄 2000 『藤原忠実』 東京：吉川弘文館。
- 山内 晋次 2003 『奈良平安期の日本とアジア』 東京：吉川弘文館。
- 弓野 正武 1978 「平安時代の鷹狩について」 『民衆史研究』16：31-46。
- 吉川 真司 1998 『律令官僚制の研究』 東京：塙書房。
- 吉田 歆 1996 「旬儀の成立と変質」 『ヒストリア』152：81-105。

Performance by Gagaku and Konoe: Intersection in history of music and politics

TSUGEI Yukio

The author has considered the meanings of performance by Gagakuryo 雅楽寮 and Konoefu 近衛府 which are the typical government offices that play traditional court music and dance. By focusing on the ceremony in which performance is played by each office, it has come to the conclusion that the performance by Gagakuryo is closely connected with the sovereignty of emperor, and that by Konoefu is concerned in personal relationship in emperor and subject. Consequently it has become clear that emperor Kookoo 光孝, who is thought to be passive when he was recommended to ascend to the Throne, acted positively conscious of succession to the Throne in his Imperial prince's age.

Key Words: Gagakuryo, Konoefu, Genpuku, Shun, emperor Kookoo